

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年6月24日

【会社名】 ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

【英訳名】 Helios Techno Holding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 良久

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

【電話番号】 079-263-9500

【事務連絡者氏名】 常務取締役 秋葉 泰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町4-9 小伝馬町新日本橋ビルディング9F

【電話番号】 03-6264-9510

【事務連絡者氏名】 常務取締役 秋葉 泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円 総額108,645,006円

ロ 効力発生日

2020年6月24日

第2号議案 定款の一部変更の件

当社は、グループ経営の効率化及び機動性の向上を図るとともに、当社グループの人材の確保を目的として、2019年8月より本社機能を兵庫県姫路市から東京都中央区に移転しておりますが、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地についても兵庫県姫路市から東京都中央区に変更するものであります。

また、自然災害や不測の事故等に備え、株主総会の開催場所を確保する観点から、本店の所在地の移転に伴い株主総会の開催場所を兵庫県に限定する現行定款第12条第2項を削除するものであります。

なお、本変更につきましては、2020年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じる旨の附則を設け、その効力発生をもってこれを削除いたします。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役に佐藤良久、田原廣哉、秋葉泰、有賀修二、名倉啓太及び木下玲子を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役に鬼塚達哉及び四宮章夫を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に八木竹彦を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 129,891 | 5,029 | 0 | (注)1 | 可決 96.2 |
| 第2号議案 定款の一部変更の件 | 131,569 | 3,321 | 0 | (注)2 | 可決 97.5 |
| 第3号議案 取締役6名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 佐藤 良久 | 130,890 | 4,030 | 0 | | 可決 97.0 |
| 田原 廣哉 | 130,643 | 4,277 | 0 | | 可決 96.8 |
| 秋葉 泰 | 130,976 | 3,944 | 0 | | 可決 97.0 |
| 有賀 修二 | 130,692 | 4,228 | 0 | | 可決 96.8 |
| 名倉 啓太 | 115,848 | 19,072 | 0 | | 可決 85.8 |

| | | | | | |
|----------------------|---------|--------|---|------|---------|
| 木下 玲子 | 130,825 | 4,095 | 0 | | 可決 96.9 |
| 第4号議案 監査役2名選任の件 | | | | | |
| 鬼塚 達哉 | 131,960 | 2,960 | 0 | (注)3 | 可決 97.8 |
| 四宮 章夫 | 116,759 | 18,161 | 0 | | 可決 86.5 |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 八木 竹彦 | 131,903 | 3,017 | 0 | (注)3 | 可決 97.7 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。